

平成26年労第70号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの間、主にトンネル坑夫として粉じん作業に従事し、A県B市に所在し、C会社D支店が施工するEトンネル工事現場を最終粉じん事業場として離職後、平成〇年〇月〇日、労働基準局長から「じん肺管理区分管理3イ、PR2、F(+)、続発性気管支炎、要療養」と決定され、F医院、Gクリニック、H病院において療養していたところ、平成〇年〇月〇日死亡した。

死亡診断書には、直接死因として「致死性不整脈」、その原因として「2型呼吸不全」、その原因として「肺炎、胸水貯留、じん肺」、直接には死因に関係しないが、傷病経過に影響を及ぼした傷病名として「慢性心不全」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日に作成された調査顛末書において、K医師は、被災者に係る平成〇年〇月〇日付けの胸部X線写真について、「じん肺の程度は軽度」との意見を述べている。また、I医師も意見書において同年〇月〇日及び同年〇月〇日の胸部X線写真について、「粒状影の進行を認めず、じん肺の画像上の進行は認めないと考える。」旨、述べており、主治医であったJ医師も意見書において「(被災者の) じん肺の病勢に変化はない」旨、述べていることから、当審査会としても被災者がH病院に入院し、死亡するまでの間において、被災者のじん肺の症状の進行はなかったものと判断する。

(2) 被災者の死亡とじん肺及び続発性気管支炎(以下「じん肺等」という。)との間に相当因果関係が認められるかについて、J医師は、意見書において、要旨、「死亡とじん肺等には直接の因果関係はない。」と述べ、K医師は調査顛末書において「死亡原因は、死亡診断書から慢性心不全による不整脈」と述べている。また、I医師も意見書において、「医学的相当因果関係を認めない。」旨、述べており、相当因果関係を認める医証が見当たらないことから、当審査会としては、被災者の死亡がじん肺等によるものではないと判断する。

(3) 被災者の死亡にじん肺等が何らかの関与をしているかという点について、J医師は、意見書において、要旨、「じん肺による2型呼吸不全が死因の一つである。」「死亡とじん肺等の因果関係について、直接の因果関係はないが、じん肺+感染+誤嚥が死期を早めたと考える。」と述べている。一方、I医師は、意見

書において、要旨、「〇月〇日の胸部X線写真に著明な陰影を認めないから、2型呼吸不全の原因は、呼吸器疾患ではなく意識障害が主な原因と考えられる。」と述べている。

被災者は、じん肺等の症状の進行がなかったと見られることから、当審査会は、I医師の意見が妥当であり、2型呼吸不全の原因はじん肺等によるものではないと判断する。

なお、J医師は、じん肺が死因の一つであるとしているものの、上記のとおり、死亡とじん肺等との間に直接の因果関係はないとしている。

(4) 請求人は、「被災者が業務上の疾病であるじん肺のために老衰状態になり死亡した。」と主張しているところ、J医師も、意見書において、要旨、「入院のきっかけとして全身(精神を含む。)の廃用に慢性の呼吸器障害が大きく関わっていたと判断する。」と述べているが、上記(3)のとおり、被災者の2型呼吸不全はじん肺等によるものとは認められないことから、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。